

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>各務原浄化センターで発生する汚泥の収集・運搬業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>別途契約する汚泥処理施設運転業務と汚泥の収集・運搬業務は関連性が強く、毎日大量に発生する汚泥の搬出時間や臭気対策に対する密接な連携がないと、汚泥処分や周辺環境へ悪影響を及ぼす可能性があることから、同一業者と一体的に委託することが合理的である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>各務原浄化センターから大量に発生する脱水汚泥の搬出時間は不定期であり、汚泥処理施設運転管理業務と一体的に管理する必要があるため、当該業務を受託している(株)りゅういきと随意契約するものとする。</p> <p>また、(株)りゅういきは臭気が漏れない構造で脱臭剤の噴霧装置を装備した汚泥運搬車両を保有しており、臭気対策においても問題はない。</p>